

5 戸建て住宅等耐震化支援事業

区内にある一定の基準を満たす戸建て住宅等について、耐震化に関する相談対応を行うアドバイザーを無料で派遣します。
また、一定の基準を満たす木造住宅について、区が技術者を派遣し、無料で耐震診断を行います。

①戸建て住宅等耐震アドバイザー派遣

戸建て住宅等の耐震化に関する悩みや不安を抱える個人に対し、相談対応や耐震化の進め方に関する助言等を行う、一級建築士の資格を有する専門家を、戸建て住宅等耐震アドバイザーとして無料で派遣します。

当事業は、申請が予算額に達した場合、受付を終了いたします。

申請の前にお問い合わせください。

港区役所 6階 建築課構造・耐震化推進係 TEL 03-3578-2296、2297

●対象となる建築物

1	個人が所有する区内に存する住宅であること。
2	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した戸建て住宅又は長屋（2戸以内）であること。
3	昭和56年6月1日以降、平成12年5月31日までに建築確認を受けて建築した木造2階建て以下の戸建て住宅又は長屋（2戸以内）であること。

●申込対象

- 対象となる建築物の所有者又は居住者（個人に限る）

●アドバイザー業務内容

- 住宅の目視調査及び耐震化に関する相談対応
- 耐震診断又は耐震改修に向けた技術的な助言

●派遣内容

派遣の費用	無料（すべて区で負担）
派遣の回数	年度にかかわらず同一建築物につき合計3回までが限度

●申請に必要な書類

1	戸建て住宅等耐震アドバイザー派遣申請書（第7号様式）
2	所有者であることが確認できる書類（固定資産税納税通知書（写し）、登記事項証明書（全部事項証明書）等）【申請者が所有者の場合】
3	住民票の写し【申請者が居住者の場合】
4	当該建築物の現況写真

※申請書に記載する、利用したい日時の希望日は、申請日から2週間以降の日付にしてください（土・日曜日も対応可能）。

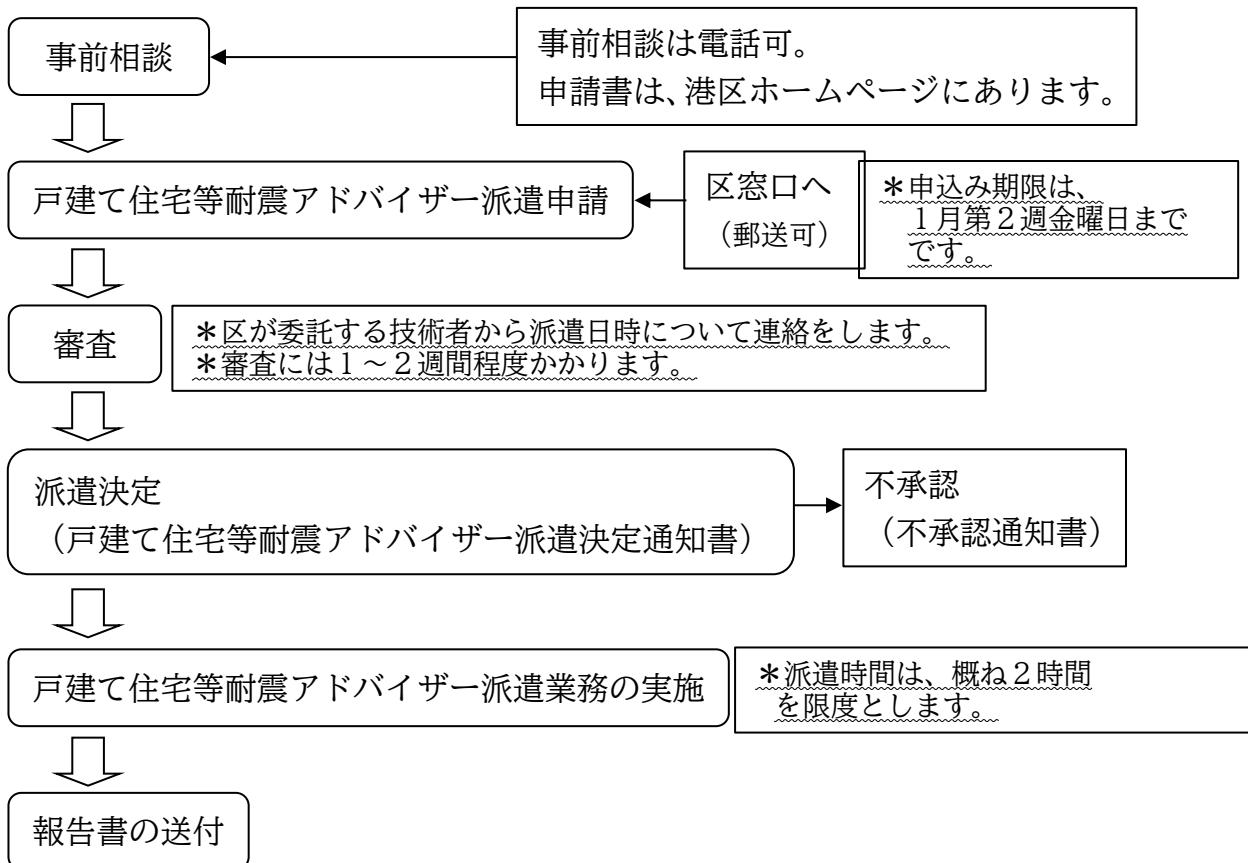
●申請内容の変更

申請の内容に変更が生じたときは、事前に建築課構造・耐震化推進係にお問合せの上、戸建て住宅等耐震アドバイザー派遣申請内容変更届（第8号様式）を提出してください。

●取りやめの届出

派遣の決定通知を受けた後、事情により派遣の利用を取りやめるときは、戸建て住宅等耐震アドバイザー派遣利用取りやめ届（11号様式）を提出してください。

●手続きの流れ



5 戸建て住宅等耐震化支援事業

②木造住宅無料耐震診断

区内にある一定の基準を満たす木造住宅について、区が技術者を派遣し、無料で耐震診断を行います。

当事業は、申請が予算額に達した場合、受付を終了いたします。

既にこの事業による耐震診断を実施したことがあるものは申請できません。

申請の前にお問い合わせください。

港区役所 6階 建築課構造・耐震化推進係 TEL 03-3578-2844、2845

●対象となる建築物

1	平成12年5月31日以前に建築確認を受けて建築した建築物であること。
2	木造の専用住宅、兼用住宅(1／2以上が住宅)又は長屋(2戸以内)で、個人が所有しているもの。
3	2階建て以下で、在来軸組工法の建築物であること。

●申込対象

- 対象となる建築物の所有者又は居住者(個人に限る)

●診断費用

診断費用	無料
------	----

●申請に必要な書類

1	耐震診断申請書(第1号様式)
2	対象となる建築物であることが確認できる書類(いずれか1つ) ①最新の固定資産税・都市計画税納税通知書(課税明細書を含む)の写し ②登記事項証明書(全部事項証明書) ③確認通知書の写し *検査済証の写し又は港区等が発行する「台帳記載事項証明書」も可 ④権利書の写し
3	申請者の住民票の写し
4	建物所有者の同意書(申請者が建物所有者でない場合又は共有で所有する場合) 建物居住者の同意書(申請者が居住していない場合)
5	現況写真(建物の外観及び建物と敷地との関係が分かるもの)

※その他、確認のために必要と認められる書類等を求めることがあります。

●診断の取りやめ届

耐震診断の承認決定を受けた後、事情により耐震診断を取りやめるときは、耐震診断取りやめ届(第4号様式)を提出してください。

●取消事項

次に該当するときは、耐震診断の決定を取消します。

1	偽りその他不正な手段により、耐震診断の承認決定を受けたとき。
2	法令又はこの事業に違反したとき。
3	事情により耐震診断を取りやめたとき。

●手続きの流れ

